

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

本市では、こども・子育て支援に関する施策を体系化した「広島市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画期間：平成27年度～令和元年度、第2期計画期間：令和2年度～令和6年度。以下「支援事業計画」といいます。）を策定し、おおむね18歳未満のこどもや子育て家庭等を対象として、「すべてのこどもの<sup>いま</sup>と<sup>みらい</sup>を社会全体で支える、こどもと子育てに優しいまち“ひろしま”の実現」を目指しています。

その実現に向けては、核家族化や共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化など、家庭を基本として行われるこどもの養育をめぐる環境が変化し、子育て家庭の多くが負担感や孤立感を感じながら不安や悩みを抱えている中、こどもの養育に第一義的責任を有する保護者が子育てに伴う喜びを実感できるようにするとともに、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにする必要があります。そのためには、社会のあらゆる主体が連携・協働し、子育て家庭を支援していくことが重要です。

また、近年、顕在化しているヤングケアラーやこどもの貧困、児童虐待など子育て家庭で生じている問題の背景には、家族の疾病や障害、介護、保護者自身の被虐待経験や不安定な就労など様々な要因が複合的に重なり合っており、多様な支援機関の連携・協働によるきめ細かな支援が必要となっています。これらの問題の多くは、表面化することなく家庭内で進行している可能性もあることから、プッシュ型・アウトリーチ型の支援などにより、問題を抱えている家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援に確実につなげていく必要があります。

さらに、こうした問題を抱える家庭を中心に、成年年齢を迎えた18歳以上の若者の中には、進路や就労、人間関係等に悩みや不安を抱え自立に向けて困難に直面している者がいることから、若者が自分らしく自立した社会生活を送ることができるよう、そして、それぞれの希望に応じ、家族を持ち、安心してこどもを産み育てていくことができるよう、年齢によって途切れることなく支援を行い、貧困や児童虐待など子育て家庭で生じている問題の連鎖を防ぐ必要があります。

このため、令和6年4月、教育委員会から幼児教育・保育に関する業務及び青少年の健全育成に関する業務をこども未来局に移管し、こどもから若者までの支援施策を切れ目なく実施するための組織体制を構築したところです。

国においても、令和5年4月、こども家庭庁を設置するとともに、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、18歳や20歳といった年齢で必要な支援が途切れないよう「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義した上で、こども施策を推進しています。また、同法において、国のこども大綱等を勘案して、「市町村こども計画」を定めることを市町村の努力義務と規定しています。

こうしたことから、第3期目となる支援事業計画の策定に当たっては、前計画における理念や施策等を基本とした上で、こども基本法の趣旨も踏まえ、こどもだけでなく若者が抱える課題への支援も盛り込んだ計画として策定します。また、その推進に当たっては、こども・若者の最善の利益を優先して考え取り組むことを表すため、計画の名称を「広島市こども・若者計画」（以下「本計画」といいます。）とします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、関係法等が要請する趣旨に沿って、以下のとおり位置付けます。

- ◇ 「広島市基本計画」の部門計画
- ◇ 「広島市地域共生社会実現計画」の理念に基づく福祉分野の個別計画
- ◇ 「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ◇ 「こども基本法」に基づく市町村こども計画
- ◇ 「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画
- ◇ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画
- ◇ 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画
- ◇ 「児童福祉法」に基づく市町村整備計画
- ◇ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく自立促進計画
- ◇ 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく成育医療等に関する計画

## 3 計画の対象

本計画は、全ての子ども及び若者、子どもを育て又は育てようとする家庭、地域住民、地域団体、事業者、行政など、市内の全ての個人及び団体を対象とします。

本計画において、「子ども」は、心身の発達の過程にある者をいいます。

なお、「子ども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、おおむね18歳以降からおおむね30歳未満までを対象とする場合には、「若者」を用いています。

## 4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

## 5 計画の推進

### 1 推進体制

#### (1) 関係部局との連携による総合的な施策の推進

子ども・若者・子育てに関する施策は、福祉だけでなく、保健、教育、まちづくりなど、様々な分野にわたっているとともに、近年、子育て家庭が抱える問題が複雑化・複合化する傾向にあることから、子ども未来局を中心に、関係部局との緊密な連絡調整や情報共有を行い、施策分野や組織をまたいで連携・協力して総合的に施策を推進します。その際、広島市地域共生社会実現計画、広島市健康づくり計画（元気じゃけんひろしま21）、広島市障害者計画、広島市障害児福祉計画、広島市教育大綱、広島市男女共同参画基本計画等の関連計画との調和を図りながら取り組みます。

#### (2) 社会のあらゆる主体の連携・協働による施策の推進

子どもの養育に係る不安や悩みを保護者が一人で抱え込むなどの子育て家庭の孤立化を防止し、地域全体で子育てを支える社会を実現していくことが重要であるため、子育て家庭と共に、地域住民、地域団体、事業者、行政など社会を構成するあらゆる主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して施策を推進します。その際、共助の果たす役割の重要性に鑑み、地域においては、地区社会福祉協議会や町内会・自治会、広島型地域運営組織「ひろしまLMO(エルモ)」など多様な主体が子ども・子育て支援を我が事として認識し、参画できる環境づくりを促進します。

### (3) 広島広域都市圏構成市町や広島県等との連携・協力による施策の推進

広島広域都市圏が目指す「住民の満足度が高い行政サービスを展開できる都市圏」の実現に向け、子ども・若者・子育て支援に関する共通課題に対する施策の共同実施や、各市町の有する行政資源の相互利用、広島市による行政サービスの補完など、都市圏を構成する市町と連携して施策の充実に取り組みます。また、広島県を始めとする関係機関や関係団体等と協力しながら施策を推進します。

## 2 点検、進行管理及び見直し

毎年度、本計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、現状の分析及びニーズの把握等を行います。また、子どもの保護者や事業者、学識経験者等で構成する「広島市子ども・子育て会議（広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）」に進捗状況等を報告し評価や意見を求めるとともに、子ども・若者から意見を聴取するなど、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。なお、広島市子ども・子育て会議における審議内容、子ども・若者の意見や施策への反映状況等をホームページなどで広く市民に公表します。